

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月10日

【会社名】 株式会社椿本チエイン

【英訳名】 T S U B A K I M O T O C H A I N C O .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長 勇

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目3番3号

【電話番号】 (06)6441-0011(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画センター財務部長 小林 均
(連絡場所)京都府京田辺市甘南備台一丁目1番3号
(電話番号)(0774)64-5001

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番2号

【電話番号】 (03)6703-8400

【事務連絡者氏名】 東京支社総務係長 宮田 雅之

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 平成25年9月18日

【発行登録書の効力発生日】 平成25年9月26日

【発行登録書の有効期限】 平成27年9月25日

【発行登録番号】 25-関東152

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 20,000百万円

【発行可能額】 10,000百万円
(10,000百万円)
(注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成26年11月10日(提出日)であります。

【提出理由】 四半期報告書(第105期第2四半期自平成26年4月1日至平成26年9月30日)を平成26年11月10日に関東財務局長へ提出しました。この四半期報告書の提出により、当該書類を平成25年9月18日に提出した発行登録書の参照書類とします。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりです。